

平成30年三条市議会第1回定例会提出議案概要

議第 12 号 農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるもの

| | |
|-------|--------|
| 任命する者 | 熊倉 睦 |
| 〃 | 廣川 哲也 |
| 〃 | 藤田 吉則 |
| 〃 | 五十嵐 秀一 |
| 〃 | 野崎 文夫 |
| 〃 | 田邊 稔 |
| 〃 | 清野 秀作 |
| 〃 | 佐藤 一富 |
| 〃 | 小林 茂宏 |
| 〃 | 三師 満夫 |
| 〃 | 坂井 浩行 |
| 〃 | 佐藤 秀樹 |
| 〃 | 原田 勝 |
| 〃 | 渡邊 勝夫 |
| 〃 | 小川 弘樹 |
| 〃 | 田邊 敦子 |
| 〃 | 渡邊 一英 |
| 〃 | 佐藤 裕雄 |
| 〃 | 阿部 眞佐雄 |
| 委員の任期 | 3年 |

議第 13 号 辺地総合整備計画の変更について

平成28年度に策定した笠堀辺地と中浦辺地に係る辺地総合整備計画について、公共施設等の整備計画の内容を変更するもの

議第 14 号 三条市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

条例等において書面等により行うこととしている手続等について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を使用する方法によることを可能とする特例規定等を定めるため、本条例を制定するもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 15 号 三条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等が条例で定める事項とされたことから、本条例を制定するもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 16 号 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、議会議員の議員報酬について、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 17 号 三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、市長、副市長及び教育長の給料について、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 18 号 三条市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

退職給付の官民較差（平均 781 千円）を解消するため、国家公務員退職手当法の一部改正が行われたことを考慮し、必要な改正を行うもの

【一部改正する条例】

- ・三条市職員の退職手当に関する条例
- ・三条市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三条市条例第8号）

施行期日 公布の日等

議第 19 号 三条市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険事業の安定運営を図るため、国民健康保険税額を算定する率等

を改定することから、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 20 号 三条市手数料条例の一部改正について

介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを行う事業者の指定等に係る手数料を定めるとともに、消防法に規定する貯蔵所の設置許可等に係る手数料の額を変更するため、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 21 号 三条市国民健康保険事業財政調整基金条例等の一部改正について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うもの

【一部改正する条例】

- ・三条市国民健康保険事業財政調整基金条例
- ・三条市後期高齢者医療に関する条例
- ・三条市国民健康保険条例

施行期日 平成30年4月1日

議第 22 号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 23 号 三条市子ども医療費助成条例の一部改正について

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成対象期間を拡大することから、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年10月1日

議第 24 号 三条市介護保険条例の一部改正について

第7期介護保険事業計画の実施に伴う保険料率の額の改定を行うことなどから、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 25 号 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が見直されたことから、本市においてもこれに準じるため、必要な改正を行うもの

【一部改正する条例】

- ・ 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 三条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・ 三条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

施行期日 平成30年4月1日

議第 26 号 三条市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任することに伴い、必要な改正を行うもの

【一部改正する条例】

- ・ 三条市個人番号の利用に関する条例
- ・ 三条市子ども医療費助成条例
- ・ 三条市精神障がい者医療費助成条例

施行期日 平成30年4月1日

議第 27 号 三条市都市公園条例の一部改正について

都市公園法等の一部改正に伴い、公募対象公園施設の建築面積の基準等が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 28 号 三条市道路占用料条例の一部改正について

地価水準等を勘案して国が管理する国道に係る占用料の改正を踏まえ、県が管理する国道及び県道に係る占用料の見直しが行われたことから、本市においてもこれに準じるため、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 29 号 三条都市計画特別工業地区建築条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの

施行期日 平成30年4月1日

議第 30 号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について

三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者として、株式会社図書館流通センターを指定するもの

指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第 31 号 新最終処分場本体工事請負契約の締結について

工事名 新最終処分場本体工事

工事内容 鉄筋コンクリート造

埋立面積 3,850 m² 埋立容量 30,102 m³

契約金額 632,880,000 円

契約者 中越・久保順新最終処分場本体工事特定共同企業体

代表者 長岡市喜多町 1078 番地 1

株式会社 中越興業

代表取締役社長 細川 恭一

- 議第 32 号 新最終処分場水処理施設工事請負契約の締結について
- 工 事 名 新最終処分場水処理施設工事
- 工事内容 水処理施設設計及び工事一式
- 契約金額 1,034,640,000 円
- 契 約 者 共和化工・近藤與助工業特定共同企業体
代表者 東京都品川区西五反田七丁目 25 番 19 号
共和化工株式会社関東支店
支店長 山田 武
- 議第 33 号 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事請負契約の締結について
- 工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事
- 工事内容 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 3 階建
延べ面積 8,283.29 m²
- 契約金額 1,749,600,000 円
- 契 約 者 福田・小柳・外山特定共同企業体
代表者 燕市下粟生津 4092
株式会社福田組県央営業所
所長 中野 竜弥
- 議第 34 号 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設電力設備工事請負契約の締結について
- 工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設電力設備工事
- 工事内容 アリーナ棟電力設備工事一式
- 契約金額 199,800,000 円
- 契 約 者 大方・大原特定共同企業体
代表者 三条市興野三丁目 8 番 9 号
株式会社大方電機
代表取締役 大方 一
- 議第 35 号 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設空調設備工事請負契約の締結について
- 工 事 名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設空調設備工事

工事内容 アリーナ棟空調設備工事一式
契約金額 415,800,000 円
契約者 ケンオウ・新潟断熱特定共同企業体
代表者 三条市石上三丁目 10 番 13 号
株式会社ケンオウ
代表取締役 近藤 隆信

議第 36 号 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設衛生設備工事請負契約の締結について

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設衛生設備工事
工事内容 アリーナ棟衛生設備工事一式
契約金額 162,000,000 円
契約者 サンライフ・山本特定共同企業体
代表者 三条市曲淵三丁目 2 番 15 号
株式会社サンライフエンジニアリング
代表取締役 佐藤 健一

議第 37 号 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設建築本体工事請負契約の締結について

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設建築本体工事
工事内容 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 3 階建
延べ面積 2,088.23 m²
契約金額 1,129,680,000 円
契約者 加賀田・桑原・樟特定共同企業体
代表者 三条市興野二丁目 5 番 24 号
株式会社加賀田組三条営業所
所長 近藤 和彦

議第 38 号 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設電力設備工事請負契約の締結について

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設電力設備工事
工事内容 ホール棟電力設備工事一式
契約金額 215,460,000 円

契約者 本間・斎藤特定共同企業体
代表者 三条市須頃三丁目 60 番地
本間電機工業株式会社
代表取締役 本間 好夫

議第 39 号 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設空調設備工事請負契約の締結について

工事名 スポーツ・文化・交流複合施設ホール棟建設空調設備工事
工事内容 ホール棟空調設備工事一式
契約金額 340,200,000 円
契約者 ナガオケ・サカエシステム特定共同企業体
代表者 三条市月岡一丁目 6 番 1 号
株式会社ナガオケ
代表取締役 永桶 俊一

議第 40 号 旧三条小学校解体工事請負契約の締結について

工事名 旧三条小学校解体工事
工事内容 ・校舎棟 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
延べ面積 4,497.73 m²
・体育館棟 鉄骨造 平屋建
延べ面積 1,133.52 m²
・敷地内付帯施設一式
契約金額 213,948,000 円
契約者 外山・長谷川特定共同企業体
代表者 三条市林町一丁目 15 番 16 号
株式会社外山組
代表取締役 外山 敬

議第 9 号 平成29年度三条市一般会計補正予算

補正額 584,171千円
補正後の額 50,176,701千円

議第 10 号 平成29年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算

補正額 56,300千円

補正後の額 3,148,500千円

議第 11 号 平成29年度三条市水道事業会計補正予算
(資本的支出)

補正予定額 17,200千円

補正後予定額 892,708千円

議第 1 号 平成30年度三条市一般会計予算

当初予算額 46,390,000千円

対前年度比 Δ 3.6%

議第 2 号 平成30年度三条市国民健康保険事業特別会計予算

当初予算額 8,662,500千円

対前年度比 Δ 20.6%

議第 3 号 平成30年度三条市後期高齢者医療特別会計予算

当初予算額 1,034,900千円

対前年度比 9.3%

議第 4 号 平成30年度三条市介護保険事業特別会計予算

当初予算額 9,268,000千円

対前年度比 Δ 2.2%

議第 5 号 平成30年度三条市農業集落排水事業特別会計予算

当初予算額 722,000千円

対前年度比 Δ 10.8%

議第 6 号 平成30年度三条市勤労者福祉共済事業特別会計予算

当初予算額 16,800千円

対前年度比 7.7%

議第 7 号 平成30年度三条市公共下水道事業特別会計予算

| | |
|-------|-------------|
| 当初予算額 | 2,466,500千円 |
| 対前年度比 | △ 20.0% |

議第 8 号 平成30年度三条市水道事業会計予算

(当初予算額) (対前年度比)

| | | |
|-------|-------------|--------|
| 収益的支出 | 1,992,751千円 | △ 2.0% |
| 資本的支出 | 919,283千円 | 5.0% |

報第 1 号 専決処分報告について

(平成29年度三条市一般会計補正予算)

| | |
|-------|--------------|
| 補正額 | 909,200千円 |
| 補正後の額 | 49,592,530千円 |
| 専決処分日 | 平成30年2月9日 |

報第 2 号 専決処分報告について

(平成29年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算)

| | |
|-------|-------------|
| 補正額 | 9,200千円 |
| 補正後の額 | 3,092,200千円 |
| 専決処分日 | 平成30年2月9日 |

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員藤家利郎は、平成30年6月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦したいので議会の意見を求めるもの

| | |
|-------|------|
| 推薦する者 | 若林 誠 |
| 委員の任期 | 3年 |

◎ 法令に基づく報告事項

議会の委任による専決処分の報告について

平成 29 年度 3 月補正予算の概要

1 概要

3月の補正予算は、道路改良事業や大崎小学校大規模改修等の小中学校の整備事業など国の補正予算に伴う事業に係る経費のほか、今冬の降雪により亡くなられた方の遺族に対する災害弔慰金の支給や職員の退職及び調整率の引下げに伴う退職手当の調整に要する経費などについて、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

| | | |
|-----------------------|------------------|-------------------|
| 補正前の額 : 49,592,530 千円 | 補正額 : 584,171 千円 | 計 : 50,176,701 千円 |
|-----------------------|------------------|-------------------|

| 歳入の補正 | | 歳出の補正 | |
|-------|---------|--------|---------|
| 国庫支出金 | 161,330 | 総務費 | 113,730 |
| 県支出金 | 1,875 | 民生費 | 39,061 |
| 寄附金 | 135,601 | 農林水産業費 | 20,807 |
| 繰入金 | 50,236 | 土木費 | 207,355 |
| 諸収入 | 7,729 | 教育費 | 203,218 |
| 市債 | 227,400 | | |
| 計 | 584,171 | 計 | 584,171 |

(2) 補正予算の主な事業

① 職員人件費（行政課） △21,862 千円

【事業内容】

退職手当について、職員の普通退職に伴う増額及び官民均衡を図るために設けられた調整率の引下げに伴う調整を行う。

【補正の内訳】

退職手当 △21,862 千円

② 災害援護費（福祉課） 2,500 千円

【事業内容】

今冬の降雪が災害救助法の適用を受けたことから、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、降雪により亡くなられた方の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

【補正の内訳】

災害弔慰金 2,500 千円

③ 県事業費負担金（農林課） 15,010 千円

【事業内容】

県が実施する入山ため池整備事業及び信濃川右岸かんがい排水事業に係る事業費が、国の補正予算等により増額されたことから、県に対する負担金を増額する。

【補正の内訳】

県事業費負担金 15,010 千円

④ 道路改良事業費（建設課） 170,199 千円

【事業内容】

J R 東日本が行う矢田中曾根新田線道路改良事業に係る信越本線踏切整備事業の進捗に合わせ、負担金を減額するほか、国の補正予算を活用し、道路改良事業の進捗を図るため、支所土場線や今井野新田 1 号線などに係る工事請負費及び信越本線踏切整備負担金を増額する。

【補正の内訳】

工事請負費 94,999 千円
信越本線踏切整備負担金 75,200 千円

⑤ 小学校施設整備費（教育総務課） 21,700 千円

【事業内容】

国の補正予算を活用し、大面小学校の冷房設備設置工事及び森町小学校の冷房設備改修工事を行う。

【補正の内訳】

工事請負費 21,700 千円

⑥ 中学校施設整備費（教育総務課） 23,709 千円

【事業内容】

国の補正予算を活用し、第四中学校の冷房設備設置工事及び栄中学校の笠木落下防止工事を行う。

【補正の内訳】

工事請負費 23,709 千円

⑦ 大崎中学校区小中一体校建設事業費（教育総務課） 157,809 千円

【事業内容】

国の補正予算を活用し、大崎小学校校舎棟の大規模改修工事を行う。

【補正の内訳】

工事監理委託料 2,060 千円
工事請負費 155,749 千円

(3) 繰越明許費の補正

平成 29 年度内に事業が完了しない事業について繰越明許費を設定する。

- ・追加 23 件 1,372,960 千円
- ・変更 1 件 225,191 千円 → 511,739 千円

(4) 債務負担行為の補正

事業の進捗に合わせ、矢田中曽根新田線道路改良事業信越本線踏切整備に係る債務負担行為の限度額を変更する。

- ・変更 1 件 30,000 千円 → 52,800 千円

(5) 地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借り入れする地方債を措置する。

- ・変更 5 件 2,701,900 千円 → 2,929,300 千円

3 特別会計補正予算

(1) 公共下水道事業特別会計

| | | |
|----------------------|-----------------|------------------|
| 補正前の額 : 3,092,200 千円 | 補正額 : 56,300 千円 | 計 : 3,148,500 千円 |
|----------------------|-----------------|------------------|

【事業内容】

国の補正予算を活用し、裏館第 1 雨水幹線及び荒町第 2 雨水幹線整備事業の進捗を図るほか、平成 28 年度に発生した落雷に係る災害復旧事業について、国の負担金の交付決定を受けたことに伴い必要な予算措置を行う。

【補正の内訳】

- ・公共下水道建設費 56,300 千円
- ・繰越明許費補正
 - ・追加 2 件 160,024 千円
- ・地方債補正
 - ・追加 1 件 6,800 千円
 - ・変更 1 件 537,000 千円 → 564,400 千円

平成 29 年度 3 月補正予算の概要

1 概要

地方公共団体金融機構貸付金については、事業が完了していなくても進捗状況に応じて貸付けを受けることができるとあり、進捗状況とは工事の出来高と解釈し、出来高相当を平成 28 年度に借り入れたが、平成 29 年度に当該機構の借入実地検査が代理機関である新潟県により実施された際、出来高があっても工事費の支払実績がないものは貸付対象にならないとの指摘を受け、貸付対象外となる企業債について繰上償還が必要となったため、必要の予算措置を行う。

2 水道事業会計補正予算

(1) 資本的支出

| | | | | |
|--------------------|-------|-----------|-----|------------|
| 補正前の額 : 875,508 千円 | 補正額 : | 17,200 千円 | 計 : | 892,708 千円 |
|--------------------|-------|-----------|-----|------------|

| 科 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|--------------|---------|--------|---------|
| 第 1 款 資本的支出 | 875,508 | 17,200 | 892,708 |
| 第 2 項 企業債償還金 | 183,182 | 17,200 | 200,382 |

(2) 補正予算の主な事業

地方公共団体金融機構貸付金について平成 28 年度企業債として借り入れたもののうち、貸付対象外となる貸付金を繰上償還するもの。

【補正の内訳】

企業債償還金 17,200 千円

平成 29 年度補正予算の概要（2 月 9 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、今冬の降雪に伴い不足が見込まれる除排雪経費のほか、1 月 23 日に発生した落雷により被害を受けた公共下水道施設の復旧に要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

| | | |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 補正前の額：48,683,330 千円 | 補正額：909,200 千円 | 計：49,592,530 千円 |
|---------------------|----------------|-----------------|

| 歳入の補正 | | 歳出の補正 | |
|-------|---------|-------|---------|
| 地方交付税 | 698,888 | 土木費 | 909,200 |
| 繰入金 | 210,312 | | |
| 計 | 909,200 | 計 | 909,200 |

(3) 補正予算の事業

① 除雪業務費（建設課） 900,000 千円

【事業内容】

今冬の降雪に伴い除排雪経費の不足が見込まれるため、除雪委託料を追加する。

| | | |
|-----------------|------|------|
| ○ 1 月末までの除雪出動日数 | 三条地区 | 23 日 |
| | 栄地区 | 23 日 |
| | 下田地区 | 35 日 |

【補正の内訳】

| | |
|-------|------------|
| 除雪委託料 | 900,000 千円 |
|-------|------------|

② 公共下水道事業特別会計繰出金（上下水道課） 9,200 千円

【事業内容】

落雷により被害を受けた公共下水道施設の復旧に要する経費の財源として繰出金を増額する。

【補正の内訳】

| | |
|----------------|----------|
| 公共下水道事業特別会計繰出金 | 9,200 千円 |
|----------------|----------|

3 特別会計補正予算

(1) 公共下水道事業特別会計

| | | |
|----------------------|----------------|------------------|
| 補正前の額 : 3,083,000 千円 | 補正額 : 9,200 千円 | 計 : 3,092,200 千円 |
|----------------------|----------------|------------------|

【事業内容】

1月23日に発生した落雷により被害を受けた三条下水処理センターの計装設備等の復旧を行う。

【補正の内訳】

- ・ 公共下水道施設災害復旧費 9,200 千円
- ・ 繰越明許費 1件 9,172 千円